

# 中国地方の人口構造分析

大江信英（大学院生、社会建設工学専攻） 田村洋一（社会建設工学科）

## Analysis of Chugoku Area Population Structure

Nobuhide OE (Graduate Student of Civil and Environmental Engineering)

Youichi TAMURA (Department of Civil and Environmental Engineering)

Since Meiji Era, several large-scale municipal mergers have been implemented in Japan. Similar movement is also promoted now, as a national policy, which called “Heisei no Daigappai.” The purpose of this policy is that the sufficient population is secured for local governments, in order to maintain the administration system required in the future.

However, it is forecasted that the population of Japan is decreasing from now on, and it is not easy to hold that increased by the municipal mergers over the long term. Additionally, the efficiency of public is declining gradually among most new municipalities with the diffused structure as a necessity.

Based on such recognition, the analysis of population structure caused by the municipal mergers in Chugoku Area and of the estimated population on some merged municipalities is shown in this paper.

**Key Words:** *municipal mergers, population, population density, rate of change on population*

### 1. はじめに

現在、全国で市町村合併へ向けての協議が進行中である。次節で改めて考察するように、現在の合併推進政策<sup>1)</sup>の目的は、中央政府から地方自治体へ権限を委譲すること、すなわち地方分権政策<sup>2)</sup>を実現するために、その受け皿となる地方の行政能力を高めることにある。そのためには、市町村レベルにおいて地方自治体の行政人口を拡大することが必要であり、その人口規模に応じた権限の委譲を図ることが基本的な考え方になっている。

しかし、首都圏及び大都市圏への極端な人口集中が進み、その一方で経済の長期低迷による地方の活力の低下、過疎化が進行している現状にあっては、基盤の強い自治体同士が合併によりさらに強固になるケースは稀有である。むしろ、大部分の合併は地方都市と周辺の小規模町村とによるものである。このような場合には、行政人口の大幅な増加は実現されず、合併後の自治体は行政面積の拡大によって低密度拡散的な都市構造からの出発が避けられない。また、ある程度強固な基盤を有する都市に非力な市町村が依存する状態に陥りやすく、全体的な基盤の低下も懸念される。このような状態に陥ら

ないためには、合併後の自治体において、人口および都市機能の再集約が欠かせない条件になるといえるが、短期間でこれを実現することは現実には困難である。

これまでの例では、合併によって新たな自治体が誕生した後、その自治体が一体となった施策がスムーズに実施しうるまでには長い年月を要することが知られている。そして、日本全体の人口は現在ほぼピークに達しており、今後は急激な減少が避けられない趨勢にある<sup>3)</sup>。すなわち、合併後の自治体が一体となる過程において大幅な人口減少が生じ、加えて、それが地方を直撃する形で顕在化していくことが予想される。このようなことから、現在進行している市町村合併が実現し、ある程度の人口規模の拡大がなされたとしても、将来的にはそれを上回る人口減少が各地で問題となるであろう。

現在進行している各地の合併協議会の動向をみると、地域の将来計画が十分に検討・理解されることなく、市町村間の綱引き的な議論の末に合併が断念される例が散見される。これは地方の持つ、将来に対する危機意識と客観的な分析の必要性に対する認識の低さに起因するといわざるをえない。また、このような状況に

あっては、権限委譲された後の効果的かつ効率的な自治体運営の実行力について不安を抱かざるをえない。

以上のような認識から、本研究では中国地方の市町村を対象として、合併前と各地で協議中の合併が実現した場合の地域構造の変化を人口の変化に則して分析し、また、将来人口の推移について考察している。そして、これに基づいた合併後の課題について検討したものである。

なお、合併前後の人口構造の比較には、合併前は国勢調査年（2000年）の自治体人口データ<sup>4)</sup>を用い、合併時は2003年10月31日の時点で合併を完了した自治体と、各法定合併協議会に参加している市町村<sup>5)</sup>の人口を合算して合併後の自治体人口を算出している。将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口<sup>6)</sup>に基づいて合併後の自治体人口を算出している。

## 2. 我が国の市町村合併の推移<sup>7)</sup>

### (1) 我が国の市町村合併の経過と概要

これまでも、我が国は「明治の大合併」と「昭和の大合併」と呼ばれる、全国的な市町村合併を経験してきている。

#### ・明治の大合併

明治22年（1889年）の市制町村制の施行に先立ち、前年の明治21年（1888年）から全国一斉に推進された町村合併が明治の大合併である。合併推進の主な目的は、江戸時代から続いている自然集落を町村の単位としてまとめるうことにより、近代的な自治制度を地方に導入していくことにあった。そのため、当時小学校の設置管理と徴税や土木、救済、戸籍の事務処理を行うのに適していた、約300～500戸を標準規模として合併が進められていった。

この合併の結果、市町村数は、明治21年の71,314町村から翌22年の39市を含む15,859市町村へと、約5分の1に集約されている。

#### ・昭和の大合併

昭和28年（1953年）に、それまであった小規模な町村を解消して、約8,000人以上を標準の町村人口と定めた町村合併促進法が施行された。この約8,000人という数字は、当時、新制中学校1校を効率的に設置管理するために必要と考えられた人口である。そして、昭和31年（1956年）には、町村数を約3分の1程度にまで減少させるとした新市町村建設促進

法が施行された。これらの目標を達成するように進められた町村合併が昭和の大合併である。合併の主な目的は、新たに市町村の仕事として加わった行政事務の処理と、自動車の普及により増大した広域的な行政の需要に対応するため、地方自治体の基礎である市町村の規模を合理化し、行財政基盤を強化することにあった。新たに加わった行政事務には、新制中学校の設置管理のほかに市町村消防と自治体警察の創設の事務、社会福祉と保健衛生関係の新しい事が挙げられる。

この合併の結果として、市町村数は、昭和28年の286市を含む9,868市町村から昭和36年（1961年）の556市を含む3,472市町村へと、ほぼ3分の1にまで減少し、当初の目標が達成されている。

#### ・その後の合併

昭和の大合併の後も、各地で住民側から自主的な合併への取組みが続いている。

この取組みを積極的に支援していくために、昭和37年（1962年）に市の合併の特例に関する法律が施行されたのに続き、昭和40年（1965年）には市町村の合併の特例に関する法律<sup>1)</sup>、いわゆる合併特例法が施行された。この法律は、市町村が自主的に合併する場合において、合併をめぐって生じる障害を回避するために、合併協議会の設置や住民発議制度の制定といった支援策や、議会議員の定数特例や地方交付税の特例といった特別措置を盛り込んだものである。また、本来は10年間の时限法であったものの、その後も昭和50年（1975年）、昭和60年（1985年）、平成7年（1995年）に行われた一部改正に伴い10年間ずつの延長がなされており、現在は平成17年（2005年）3月末で失効することとなっている。

この法律の下で、平成11年（1999年）4月までに全国で148件の自主的合併が行われ<sup>8)</sup>、市町村数は3,229にまで集約することとなった。

#### （2）現在進行中の市町村合併

平成7年における合併特例法の一部改正では、それまでの合併の障害となる事項の回避から、自主的な合併の推進へと目的の変更がなされている。そして、それとともに新制度の導入や国の財政支援の充実が盛り込まれるなど、合併へ向けた環境整備を積極的に進めるための大幅な改正が行われた。

その後、平成11年7月に行われた地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する

る法律、いわゆる地方分権一括法による合併特例法の一部改正では、合併特例債の創設など国の財政支援策に一層の拡充がなされたが、平成17年3月末までの有効期限は延長されてはいない。また、改正時には3,200強あった市町村数を期限までに1,000程度に集約することが目標として掲げられている。

このようなことから、現在では国の施策として市町村合併の推進がなされており、全国の市町村における期限内の合併に向けた動きは、平成の大合併ともいわれている。

一方、合併特例債や地方交付税額の算定などといったさまざまな財政措置がある合併特例法は、先述のとおり平成17年3月末に失効する。そのため、合併を意図する市町村の中には平成16年（2004年）度内の合併を急ぐ機運もあった。しかし、平成16年5月に同法が一部改正されたことにより、経過措置として特例の適用が平成18年（2006年）3月末まで1年間延長されたため、合併を平成17年度に先送りするケースも多くみられるようになってきている。この特例適用には、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に申請を行い、平成18年3月末までに合併することが条件となっている<sup>9)</sup>。失効後の平成17年4月から新たに施行される、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）<sup>10)</sup>には財政上の優遇措置はほとんど盛り込まれていない。

### （3）問題点等

総務省では合併のデメリット<sup>11)</sup>として、行政サービスの低下や合併前の財政状況の差による地域格差の懸念などが挙げられている。そして、これらの問題を克服するためには合併前の協議において、より良い解決策をみつけることが大切であるとしている。

しかし、総務省で挙げられている問題は合併後に生じるものであって、合併の過程で生じうる問題には触れられていない。自治体再編の実現に当たっては、こちらの問題の方が大きな障害であると考えられ、また、全国的に多くの事例がみられるため以下に列挙してまとめた。

#### ・合併できない市町村

中山間地域や過疎地など、周辺市町村との関係性が希薄になりがちな自治体にみられる。これらの市町村では地域産業が育ちにくく、人口も流出傾向にある。そのため、地域振興や住民の一体感の形成、また、国からの財政措置などの面で合併の効果が弱いと判断され、合併の意

思はあっても協議会に加われないでいる。

#### ・合併協議会の不調・解散

合併形態が新設合併の場合や、多数の自治体が協議会に参加している場合にみられる。新自治体名や本庁舎の位置などをめぐって協議会が紛糾し、主要な自治体間の綱引き的な議論の末に休止や解散に追い込まれるというのが主な流れである。また、詰めの段階で一部の自治体が協議会を離脱することによって破談となり、残された自治体間で再度、新協議会を設置しなおすといった事例もある。

#### ・期限内の合併が困難である協議会

合併特例債などにみられる合併特例法の財政上の優遇措置を受けるためには、経過措置を含めて平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事に申請を行い、平成18年3月31日までに合併をしなければならない。すなわち、財政措置の適用でもって、協議を円滑に進めることを意図する場合には、残りわずかな期間ですべての合併議案をまとめ上げなければならないのである。現行合併特例法の失効後に施行される合併新法には有利に働く財政措置がほとんどないため、それまで以上に協議会の不調や解散が予想され、最終的にどの程度まで自治体の再編が進むのか予測がつきにくくなっている。

### 3. 分析項目

以下の項目について分析、検討を行う。

#### （1）行政人口

基本データとして2000年の国勢調査の自治体人口データを用い、合併の前後を比較する。合併前における自治体の行政人口には基本データの数値をそのまま用い、合併後における合併自治体の行政人口に関しては、基本データの数値をそれぞれの合併の枠組で積算した数値を用いることとした。

#### （2）可住地人口密度

基本データとして2000年の国勢調査の自治体人口データと、総務省刊行「統計でみる市区町村のすがた2003」<sup>12)</sup>の市町村別可住地面積データを用い、合併の前後を比較する。合併前における自治体の可住地人口密度には、行政人口を可住地面積で除した数値を用いている。また、合併後における合併自治体の可住地人口密度に関しては、合併の枠組で積算した行政人口を、同様に積算した可住地面積で除した数値を用いることとした。

### (3) 将来人口

基本データとして2000年の国勢調査の自治体人口データ、および国立社会保障・人口問題研究所が2003年に公表した市区町村別将来人口推計を用いて、合併後を想定して検討する。ここでも行政人口の場合と同様に、基本データの数値をそれぞれの合併の枠組で積算した数値を用いることとした。また、細項目として2015年と2030年における2000年比の人口増減率と、その増減の過程から特徴付けられる自治体についても分析を行う。

## 4. 調査結果

### (1) 行政規模の変化

合併前における各自治体の行政人口の分布をFig.1に示す。これをみると、中国地方のほとんどの自治体は濃青色で示された行政人口1万人未満の最も低い区分に属することがわかる。これらの小規模自治体は、中山間地域を

中心として全県にわたって広く分布しており、中国地方にある全自治体数の66.7%を占める212団体に上る (Table1, Fig.3)。

一方、青系色以外の色で示された区分に属する行政人口3万人以上で市制を施行している自治体は、日本海、瀬戸内海の両沿岸地域に分布している。特に、山陽側には政令指定都市である広島市、中核市である岡山市、倉敷市、福山市、特例市である呉市、下関市といった中国地方の主要都市が集中している。

次に、合併後を想定した各自治体の行政人口の分布をFig.2に示す。合併前の行政人口の分布と比較すると、大半の自治体が合併によって行政人口が増加していることがわかる。自治体数ベースの割合からみても、濃青色で示された小規模自治体は合併前の66.7%から25.0%へ大幅に減少しており、それと置き換わるように、青色で示された行政人口1万人以上3万人未満の自治体が19.8%から32.5%へ、緑色で示され

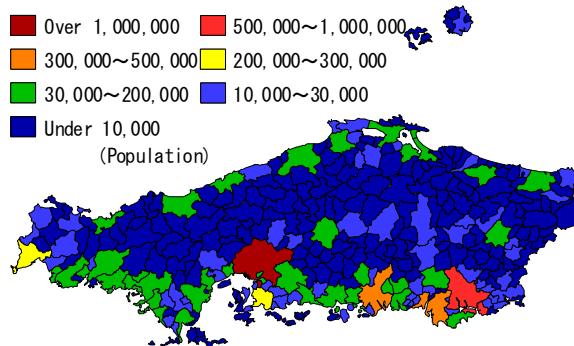


Fig.1 Administrative population before municipal mergers (2000)

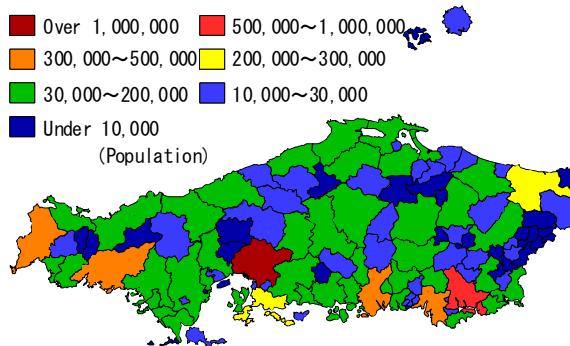


Fig.2 Administrative population after municipal mergers

Table1 Change in scale of municipalities

Population	Number of municipality	
	Before	After
Over 1,000,000	1	1
500,000~1,000,000	1	1
300,000~500,000	2	4
200,000~300,000	2	2
30,000~200,000	37	43
10,000~30,000	63	39
Under 10,000	212	30

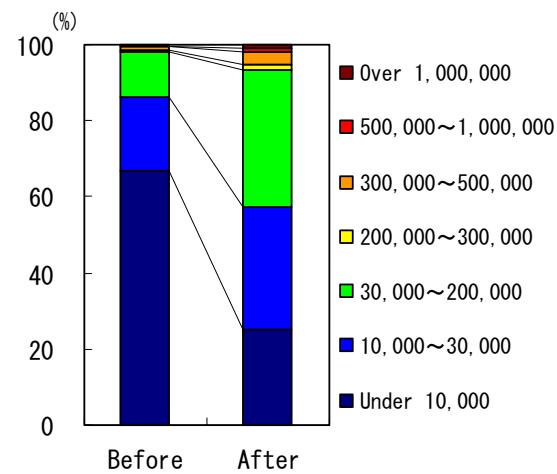


Fig.3 Changing rate in scale of municipalities

た行政人口 3 万人以上 20 万人未満の自治体が 11.6% から 35.8% へと増加している (Table1, Fig.3)。

この緑色の区分に属する自治体は、合併特例法の適用により市制を施行することが可能である。このような自治体が、それまで小規模自治体しか存在しなかった中山間地域においても多数現れていることは着目に値する。また、山口市、下関市を含むそれぞれの自治体では、行政人口が 30 万人以上となり、かつ行政面積も 100km<sup>2</sup> を超えるため、中核市への移行が可能である。同様に鳥取市を含む自治体では、行政人口が 20 万人以上となるため山陰側で唯一の特例市への移行が可能である。よって、中国地方全体としては自治体の規模が一段階上の区分に移行するとみなすことができ、行政規模の拡大といった面では合併による効果が確かに期待できる。

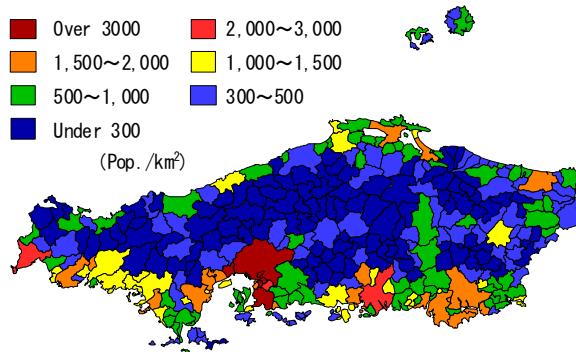


Fig.4 Population density on habitable area before municipal mergers (2000)

## (2) 可住地人口密度の変化

合併前における各自治体の可住地人口密度の分布を Fig.4 に示す。これをみると、中国地方においては濃青色で示された人口密度 300 人/km<sup>2</sup> 未満の最も低い区分にほとんどの自治体が属していることがわかる。これらの自治体は中山間地域を中心として分布しており、行政人口において濃青色で示された小規模自治体の多くと重なっている。また、人口密度 500 人/km<sup>2</sup> 以上の比較的密度が高い自治体は、その大半が沿岸地域に分布しており、特に山陽側の主要都市では人口密度が高くなっている。

当然ではあるが、以上のことから人口密度は行政規模と密接に関係していることがわかる。しかし、鳥取市、米子市、松江市に関しては、中核市である岡山市や倉敷市と同じ区分に含まれており、この関係からは少し外れているといった見方ができる。これはこれらの 3 市が山陰側の中心として発展して来たという時代背景

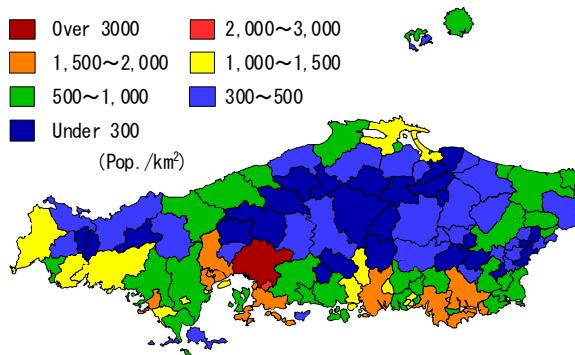


Fig.5 Population density on habitable area after municipal mergers

Table2 Change in population density level of municipalities

Population density pop. /km <sup>2</sup>	Number of municipality	
	Before	After
Over 3,000	5	1
2,000~3,000	3	1
1,500~2,000	17	11
1,000~1,500	26	16
500~1,000	74	33
300~500	85	33
Under 300	108	25

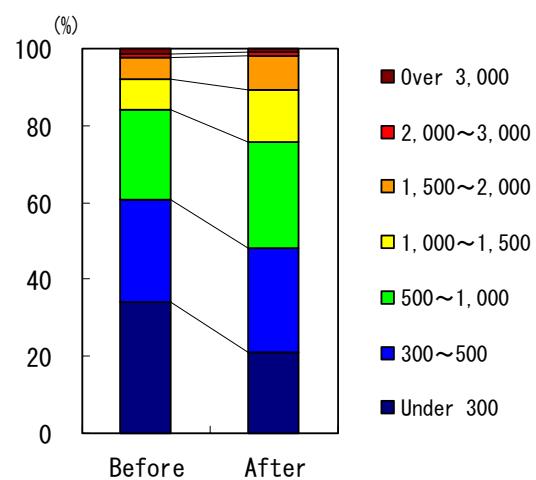


Fig.6 Changing rate in population density level of municipalities

景があり、周辺の自治体よりも人口の集積が進んでいるためと推測される。

次に、合併後を想定した各自治体の可住地人口密度の分布を **Fig.5** に示す。合併前の分布と比較すると、濃青色で示された低密度な自治体が占める割合は、行政人口の場合と同様に合併前の 34.0%から 20.8%へ減少しているが、その他の区分では大きな変化はみられない (**Table2**, **Fig.6**)。

地域別にみると、中山間地域においては青色で示された人口密度 300 人/km<sup>2</sup>以上 500 人/km<sup>2</sup>未満の区分に属する自治体が増加しており、行政人口の場合と同様に、合併によって一段階上の区分へ移行する傾向がある。一方、沿岸地域においては、合併前には高密度であった自治体を含む自治体での密度の低下が目立つ。これは高密度の自治体と合併する周辺自治体の人口密度が低いため、合併による自治体の行政人口の増加以上に、可住地面積の増加の方が大きくなってしまうからである。特に主要都市である鳥取市、呉市、下関市をそれぞれ含む自治体では、このことによる人口密度の低下が顕著にあらわれている。よって、中国地方全体としては中山間地域と沿岸地域との人口集積の差がある程度縮小し、平均されるとみなすことができるが、別の見方をすれば両地域の間で合併の効果に差があるともいえる。

### (3) 将来人口の動向

#### ① 人口増減率について

合併後を想定し、すべての自治体数（120 団体）をベースとした人口増減率の割合変化を **Fig.7** に示す。基準とした年は国勢調査年である 2000 年である。

**Fig.7** からは、2015 年において基準年以上の人口（増減率 0%～+10%）、もしくはほぼ同規模の人口（増減率-10%～0%）を維持できる自治体は全体の 4 割程度であり、残り 6 割以上の自治体では人口の減少過程に遷移していると予測できる。特に **Fig.7** 中の濃青色の部分に当たる、合併に参加していない 3 自治体（島根県知夫村、広島県宮島町、山口県上関町）では非常に著しい減少（2000 年比で 30%以上の減少）を示し、現在すでに減少過程に入っているという見方もできる。また、最も高い割合を占める増減率-20%～-10%の系には 55 団体（45.8%）が属する。

2030 年においては、この年まで基準年以上

の人口もしくは同規模の人口を維持できる自治体は全体の 2 割弱にとどまり、8 割以上の自治体（101 団体）で人口の減少が起こる。2015 年から 2030 年までの変化をみると、増減率-30%未満の系における伸びが著しく、この系の自治体数が最も多くなっている（47 団体）。すなわち、人口の減少過程に入ってしまうと、その後も減少傾向が続き、歯止めがかかることはないということである。また、先述した合併に参加していない 3 自治体については、知夫村、宮島町で 6 割以上、上関町でも 6 割近くの人口減少となる。

同様の変化を合併した自治体（66 団体）に限定した図が **Fig.8** である。これをみると、基準年よりも多い人口を維持できる自治体は、2015 年の時点で全体の 13.6%にあたる 9 団体、2030 年の時点では全体の 3.0%にあたる 2 団体のみである。また、基準年と同規模の人口を維持できる自治体については、2015 年の時点では 25.8%（17 団体）を占め、2030 年の時点では 15.2%（10 団体）を占める。そして、増減率-20%以上の自治体に関しては、2015 年には全体の 12.1%に当たる 8 团体であるのに対し、2030 年では 70%以上に相当する 48 団体へと著しく増加している。

以上のことからもわかるように、すべての系において全自治体を対象とした場合（**Fig.7**）とほぼ同じ割合で変化している。両図間の違いは、**Fig.8** において 2015 年の時点で-30%以上の急激な減少を示す自治体がないことと、2030 年の時点における-20%～-10%の系の値が小さいこと、そして、基準年よりも多い人口と同規模の人口を維持できる自治体を合計した割合が **Fig.7** での値をわずかに上回ることである。すなわち、合併した自治体の減少過程に際立った特徴はなく、むしろ減少の度合が大きな自治体も出てくると予測できる。

次に、2015 年と 2030 年における人口減少率の分布図を **Fig.9** と **Fig.10** に示す。

**Fig.9** をみると、橙色の区分の 2000 年よりも多い人口を維持できる自治体と、もしくは黄色の区分のほぼ同じ規模の人口を維持できる自治体は、県庁所在地とその周辺の自治体に限られている。山陰側と山陽側との比較では、山陰側のほうに減少度合が大きい自治体が多い。また、先述した合併に参加していない島根県知夫村、広島県宮島町、山口県上関町を含め、人口が 20%以上減少する自治体は中山間地域と離

島に位置している。

**Fig.10**においては、2000年よりも多い人口を維持できる自治体と、ほぼ同じ規模の人口を維持できる自治体は、県庁所在地とその周辺にますます限定されている。そして、それらの都市間にある自治体でも人口減少が続く点が、山陰側と山陽側とに共通している。また、この時点で人口が半減、もしくはそれ以上減少する自治体が、鳥取県に3団体（内、合併した自治体が1団体）、島根県に3団体（同、1団体）、岡山県に1団体、広島県に7団体（同、5団体）、山口県に3団体（同、1団体）現れる。これらのほとんどは2000年時点での行政人口が1万人前後の小規模自治体である。

## ②特徴的な合併自治体について

合併した自治体（66団体）を対象として、将来人口の動向から4グループに分ける。

### ・グループ1

2030年まで2000年以上の人口を維持する自治体

### ・グループ2

増加の後に減少過程に入り、2030年には2000年の人口を下回る自治体

### ・グループ3

増加することなく緩やかに減少していく自治体（2030年での2000年比増減率-10%程度）

### ・グループ4

急激に減少していく自治体（増減率-20%以上）

この分類により、グループ1には2団体、グループ2には8団体、グループ3にも8団体、グループ4には最も多く48団体が属することになる。これらの4グループから、それぞれ特徴的な人口推移を示す自治体の内で、2000年

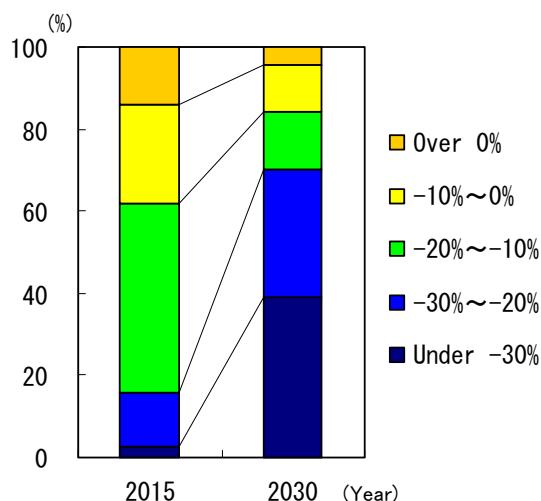


Fig.7 Increasing and decreasing rate of population (All municipalities)

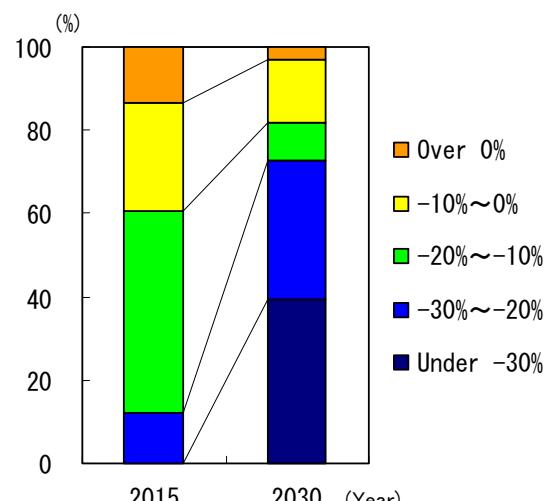


Fig.8 Increasing and decreasing rate of population (Only merged municipalities)

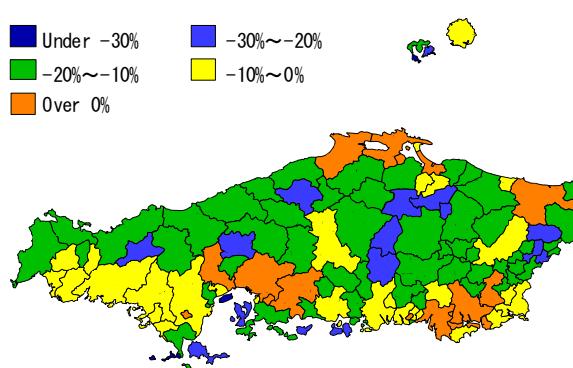


Fig.9 Increasing and decreasing rate of municipal population from 2000 to 2015

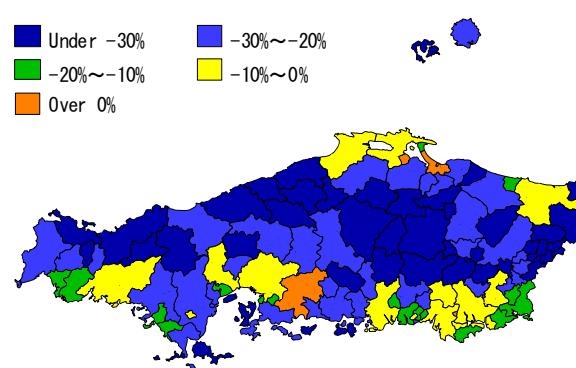


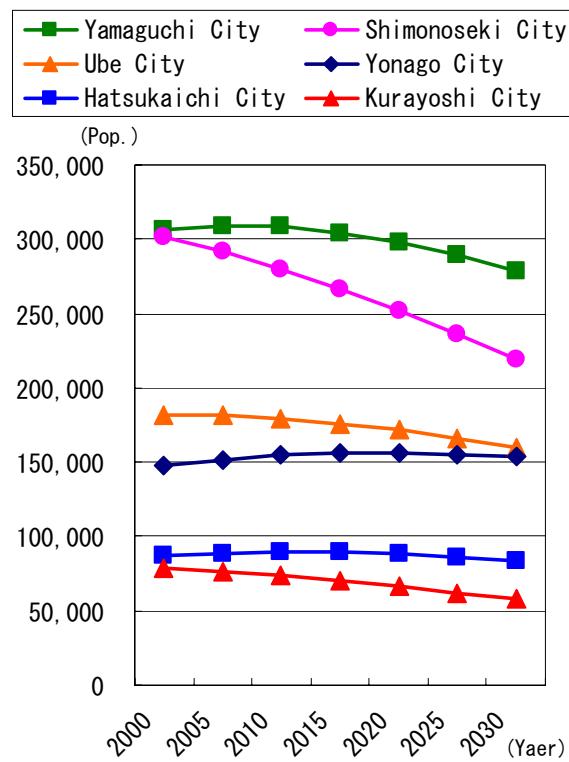
Fig.10 Increasing and decreasing rate of municipal population from 2000 to 2030

における人口が 30 万人レベル, 15 万人から 20 万人レベル, 10 万人以下レベルにある自治体を Fig.11 に示す。グループ 1 には米子市を含む自治体 (Fig.11 中の米子市), グループ 2 には廿日市市を含む自治体 (同, 廿日市市) と山口市を含む自治体 (同, 山口市), グループ 3 には宇部市を含む自治体 (同, 宇部市), グループ 4 には倉吉市を含む自治体 (同, 倉吉市) と下関市を含む自治体 (同, 下関市) である。

まず、山口市と下関市とを比較する。2000 年の時点での人口は山口市の方が下関市をわずかに上回る程度であり、両自治体とも中核市への移行が可能な水準にある。しかし、その後の推移に大きな差があり、2030 年においては両自治体間に 6 万人弱の人口格差が生じてしまっている。中核市という都市規模でありながらも、下関市において人口が急激に減少してしまうのは、政令指定都市である北九州市や福岡市など、北部九州都市圏との距離が近いことが主な原因と考えられる。一方、同じ山口県にありながら山口市での人口減少が緩やかであるのは、北部九州都市圏や広島市を中心とする広島都市圏とある程度離れていることと、同自治体が県庁所在地であることが影響していると考えられる。

次に、米子市と宇部市とを比較する。2000 年の時点においては宇部市の方が米子市よりも 3 万 5 千人程度上回っているが、それ以降は米子市が 2000 年時以上の人口を維持し続けるのに対して、宇部市は緩やかながらも減少していくため、2030 年の時点では両自治体の人口格差はなくなり、ほぼ同規模となっている。宇部市における人口減少の原因としては、下関市ほどではないが、北部九州都市圏や広島都市圏の影響を受けやすい位置にあることが挙げられる。また、県庁所在地ではない米子市が 2000 年時以上の人口を維持できるのは、広島都市圏や岡山都市圏から十分に離れており、なおかつ周辺地域の中心である自治体だからであると考えられる。

最後に廿日市市と倉吉市とを比較する。両自治体とも県庁所在地である広島市と鳥取市をそれぞれ含む自治体に隣接する都市である。2000 年の時点での人口は、廿日市市の方が倉吉市を少し上回るが、両自治体とも 8 万人レベルにある。それ以降では廿日市市がほぼ同規模を保っていくのに対し、倉吉市では 2030 年までに 2000 年時の 4 分の 1 に相当する 2 万人以



**Fig.11 Population transition of some typical merged municipalities**

上の人口減少が起こる。これは隣接する広島市と鳥取市の持つ都市圏の影響力に起因すると考えられる。広島市は中国地方最大の都市圏を有しており、廿日市市はその圏域に含まれるため、衛星都市としての発展が期待できる。しかし、鳥取市は特例市への移行が可能な 20 万人レベルにあるが、もともと有していた都市圏域の自治体同士が合併して誕生した自治体であるので、さらにその外縁にある倉吉市にまでは影響が及ばないと考えられる。

以上のように、どの人口レベルでみても将来的に人口を維持できる自治体と減少していく自治体があり、合併によって自治体の規模が拡大されたとしても、実際にはその効果が一時的にしか発揮されない場合が出てきてしまうことが予想される。

## 5. まとめ

市町村合併により、多くの自治体で行政人口が増加し、当初の目的である行政規模の拡大による行政能力の向上がなされるように思われる。しかし、より広域的な視点に立ってみると、中国地方全体では人口密度は平均化され、低密度拡散型の地域構造となってしまう。このこと

は中山間地域などの小規模市町村には有利に働く面もあるが、すでに都市としての構造が確立している自治体においては将来的な発展の遅延の原因ともなりかねない。さらに、将来的には多くの地域で非常に急激な人口減少が生じていくため、この懸念は年を経るごとに深刻さを増していくことになるだろう。もし、この懸念が現実となった場合には、それまでの計画が遂行できないといった状況や、もしくは実行できたとしても自治体の規模とうまく合致しないというような事態さえ起こる可能性が考えられる。

また、行政規模の大小に関わらず、比較的大きな都市においても、より大きな都市の影響を受けて長期的に衰退していく場合がありうる。これは個人消費の面でよくいわれるストロー効果が人口にまで波及していくことが一因である。特に交通アクセスに優れた山陽側においては、関西都市圏、北部九州都市圏、そして同じ中国地方にある広島都市圏の影響を考えられ、今後、都市の二極化はますます進行していくものと予想される。

したがって、今後の都市計画および地域計画については、人口は必ず減少していくものとした前提に立ち、現状維持を第一の目的として進められるべきである。また、人口減少と同時に進行していく少子高齢化に対しても、自治体内での人口集積を早期に実現させるなどの対策を講じなければならないだろう。これらの非常に解決困難な問題については、本来ならば合併協議の場で議論されなければならないはずであるが、合併の実現をあまりに重要視するため、軽視されているのが現状である。今後もこの現状に警鐘を打ち鳴らすべく、本研究においてさらなる研鑽を積んで行きたいと思う次第である。

## 謝辞

本研究を遂行するにあたって、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所の安藤課長に、必要データの提供などの面でご協力いただいた。ここに深く感謝の意を表するものである。また、データの整理・集計について、研究室所属学生（研究遂行当時4年生、現在株式会社セシヨー企画）の岩本龍哉君の尽力に謝意を表する。

## 参考文献

- 1) 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO006.html>
- 2) 総務省 HP「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案の概要」  
[http://www.soumu.go.jp/news/\\_990406-2.html](http://www.soumu.go.jp/news/_990406-2.html)
- 3) 国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の将来推計人口」  
[http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest/newest\\_i91.html](http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest/newest_i91.html)
- 4) 國土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所からの提供資料
- 5) 中国地方 5 県の市町村合併 HP  
 鳥取県  
<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/shichousonshinkou/simu/index.html>  
 島根県  
<http://www.pref.shimane.jp/section/gapei/>  
 岡山県  
<http://www.pref.okayama.jp/kikaku/sichoson/gapei00.htm>  
 広島県  
<http://www.pref.hiroshima.jp/chiiki/kouiki/gapei/index.html>  
 山口県  
<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/shicho-g/gapei/index.htm>
- 6) 国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の市区町村別将来推計人口」  
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson03/syosai/syosai.html>
- 7) 総務省 HP「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」  
<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- 8) 滋賀県総務部市町村振興課「情報誌『市町村合併を考える』創刊号」（2000年9月発行）  
[http://www.pref.shiga.jp/shichoson/gappei/27\\_top.html](http://www.pref.shiga.jp/shichoson/gappei/27_top.html)
- 9) 総務省 HP「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律について」  
[http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/040526tokurei\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/040526tokurei_1.pdf)
- 10) 総務省 HP「市町村の合併の特例等に関する法律について」  
[http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/040526shin\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/040526shin_1.pdf)

- 11) 総務省 HP 「合併のデメリットでは？」  
<http://www.soumu.go.jp/gapei/demerit.html>
- 12) 総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた 2003」(平成 15 年刊行)  
<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5b.htm>

(平成 16 年 12 月 25 日受理)